

令和2年 第1回  
小林市教育委員会  
定例会

会 議 録

令和2年1月22日（水）

## 令和2年 第1回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和2年1月22日(水) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 山下康代 藤井寛史 松田和弘 税所将晃 金丸浩二 中神正弘  
(調製職員) 川俣洋寿

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 1月最初ですので、今年もよろしく申し上げます。

それでは、ただいまより、令和2年1月15日付小林市教育委員会告示第1号で招集されました令和2年第1回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。議事に入らせていただきます。

まず、報告ですが、3件、報告第1号定期監査(前期)の結果について説明をお願いします。

山下教育部長 1ページです。報告第1号定期監査(前期)がありましたので、報告をいたします。

2ページをお願いいたします。

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査が行われました。教育委員会の全部のところが対象でありました。

5ページから各課の指摘事項の部分ですが、昨年度、学校教育課におきましては、多くの指摘事項があつて代表監査委員から指摘をいただいているところなんですけれども、今年度は指摘されたところは改善されておりました。

各課の指摘内容を見ますと、簡易な処理ミス等が多いですので、チェック体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

それから、学校教育課の中で財務の規則に規定がないためというような指摘がありました。これは、3月議会の法規審議会等にかけて、規則改正を行いたいと思っております。

中屋敷教育長 説明は今のとおりですが、何か、ご質問等ありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。(はい)  
それでは、報告第2号財政援助監査の結果について説明をお願いします。

山下教育部長 8ページです。報告第2号財政援助監査の結果について報告いたします。  
9ページからになりますが、地方自治法第199条第7項の規定に基づく  
監査であります。  
今年度の監査は、30年度における財政援助団体の中から10個の補助金  
を抽出され、学校教育、社会教育、スポーツ振興課それぞれが持っており  
ます補助金についてのヒアリングをされております。  
10ページになります。  
7番の監査の結果であります。監査の結果、監査の対象とした補助金に関  
する事務については、おおむね適正に行われていると認めたが、一部にお  
いて改善、または検討を要する事項が見受けられたので、内容を十分に検  
討の上、必要な措置を講じられたい。今回、監査対象とした補助金におい  
て、補助対象経費の整理が不十分なものが散見された。また、概算払いに  
より補助金を交付しているが、実質は事業実施後に申請、または請求を行  
っている交付団体が見られた。所管課においては、規定と実情を精査し、  
事務の適正化、効率化に向けた改善に努めるとともに、交付団体に対し、  
指導・監査を適切に行われたいという監査の結果が出ました。後ほど議案  
として要綱等の改正をさせていただきたいと思っております。  
10ページから13ページ、15ページまでは、それぞれの補助の団体の  
指摘の内容になりますので、後でお目通しいただければありがたいです。

中屋敷教育長 説明は以上ですけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

大部 蘭委員 P T A協議会の補助ですが、以前はこの補助が足りないので補助の増額を  
というような話もあったんですが、この金額は以前とすると減ってきてい  
るのか教えてください。

松田社会教育課長 P T Aの補助金ですけれども、これについては、減少傾向にあります。  
ここにつきましては、大きな九州大会などがあったときには、その分考慮  
していく部分があるんですけれども、今のところ、現補助金の中で運営は  
してもらっているところであります。

そういった中で、ここにもありますとおり、市のバスを利用してとかというような部分で、ちょっと経費の部分を節約できる分があったら実施しているような部分があるところでございます。

中屋敷教育長 ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。(はい)

それでは、次、報告第3号令和2年成人式について説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、16ページからになります。

令和2年成人式について報告をさせていただきたいと思います。

先ほど教育長からもありましたとおり、ご出席等ありがとうございました。右側の17ページのほう見ていただきたいんですが、1月5日に10時半から受け付けを開始しまして、11時よりセレモニー等開演したところでございます。

今年度におきまして、アトラクション等を加えながら実施したところでございますが、中身の運営のところでは若干ちょっと変更したところがあります。今までロビーで小・中学校のお祝いメッセージ等を各小・中学校1校ずつもらっていたんですけども、先生方、学校等への負担等も大きいという部分も踏まえまして、今年度から別な方向で実施したところがございます。ロビー内にSNS映え写真スポットを設置したり、また、学校風景とか校歌の映像等を流して実施したり、また、今年度はたまたま秀峰高校での開発とか携わった生徒たちの年代だったものですから、こすも〜ビスケットの配布等を実施したところがございます。

新成人の該当者におきましては、483名でございましたが、本年度実績といたしまして、出席者378名でございました。パーセントといたしまして75%となったところがございます。

今回もさまざまなアンケート等も実施して、回答をもらったところですけども、おおむねよかったという回答を得られたところがございます。

今年度も、大都市で見られるような騒動等もなく、非常にしっかりとした成人式になったのではないかと感じているところです。

今回の成人式におきましては、2020年度の開催の部分のアンケートも入れたところ、こちらについても、おおむね二十歳で祝う会を支持すると

というのが76%あったところでございます。

そういったものを踏まえまして、以前、社会教育委員会に諮問をかけています。そちらのほうも、アンケート等と合わせて、次回の会議等で報告をさせていただきたいと思っているところです。

今後もさまざまな実行委員と連携いたしまして、実施していきたいと思っております。

式典の終わった後のアトラクションにおきましては、県内在住の一木彩也香さん、そして小林市出身のNOBU、そしてミナミナインのビデオメッセージ等もご協力いただいて、非常に喜ばれたところでございます。

アンケートにつきましては、18ページ以降にありますので、また後ほどお目通しいただければと思っているところです。

以上、簡単であります、説明を終わりたいと思います。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何かご質問等ありますでしょうか。

成人式の日程は、20ページですけれども、このままでというのが86%ということですね。

松田社会教育課長 はい。20ページになるんですけれども、そのままという意見が大多数。1月5日を指定してるというか、もう規定していますので、たまたま次の日が平日ということもあって、下のほうの意見にありますとおり、次の日が学校であるとか、土曜日がよかったとかという意見もあったんですけれども、式典の中でも、それに付随するような美容室であったりとか、そういったところの日程は決定していたほうがいいんじゃないかと感じたところがございます。

中屋敷教育長 えびの市と高原町の関係は、高原町は同日でしたよね。

松田社会教育課長 両方同日です。

中屋敷教育長 両方。全部一緒ですか。

松田社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 開始時間が、11時が6割、10時半が次に多いんですね。遅目の開始がいいということですか。

松田社会教育課長 この11時以降というのが、これは美容団体からも言われてまして、やはり早い子だと、真夜中から着つけなどが始まったりするらしいです。

そういう美容団体からすると、やっぱり遅目にしてもらったほうが、準備等がいいというところがあります。ただ、来賓の方々は、もう少し早くしてほしいというような、昼間を越えてしまって、アトラクションまで入れると昼間を越えてしまうもんですから、そういったふうに思われたのかなと若干感じたところがございます。

成人者としては、遅いほうがよかったのかなと感じているところです。

中屋敷教育長 ということですね。

22ページからが、令和4年からの式典についてのアンケートで、二十歳が76%いいんじゃないかということです。これについては、社会教育委員に、今、諮問をしていて、それがまとまり次第、この教育委員会で決定するというところでよろしいですか。

松田社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 あと、よろしいでしょうか。

椎屋委員 全国的な動きとしては、まだ何もつかんでいる部分はないでしょうか。

松田社会教育課長 この18歳成人のことでよろしいですね。こちらにつきましては、宮日新聞にも出てました。成人式は二十歳がいいか、十八歳がいいかということで、県内では、都城市と椎葉村だけが、二十歳で実施すると表明をしているところです。

いろんなアンケートの中で、ほとんどのところが、全国67自治体を対象に、もう方針は決めているみたいなんですけれども、9割以上が二十歳を対象にするとは回答しているみたいですね。

確かに、県内でも総務省の見解であったりを考慮しながら、まだ、発表の時期がずれているところですけども、今、西諸の社会教育委員の会議の中でも、やはり二十歳の実施。アンケートの結果を見てもそちらのほうがいいだろうというところが、やっぱり大多数ではないかなと思っております。

中屋敷教育長 式典の名前が成人の日にならないということですので、そこまで考えないといけないということが出てくると思います。

あとはよろしいでしょうか。(はい)

以上で報告のほうは終わらせていただきたいと思います。

続いて、議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号小林市立学校管理規則の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 25ページをお願いします。

議案第1号です。小林市立学校管理規則の一部改正ということで、本年4月から小学校におきまして、中学年に外国語活動、高学年が外国語科が本格的に実施されます。これに伴いまして、規則の改正をしなければならぬところがありますので、この改正について説明いたします。

26ページをお願いいたします。

管理規則の中に様式が定めてあるんですけども、上の様式別紙1が教育課程編成表になります。この中に、各教科の名前が出てきますが、国語から体育が、今、名前が入っております。ここの部分の下表になりますが、体育の下に外国語というふうに名称を入れさせていただきます。

それから、次の別紙3が特別支援学級教育課程の編成表であります。これにつきましても、体育の下に外国語という科目を入れさせていただきたいと思っております。

中屋敷教育長 来年度から、小学校3年生から外国語が入ってきますので、改正をということですね。

これについてはよろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第1号につきましても、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、決定いたしました。

続きまして、議案第2号小林市部活動の在り方検討会議設置要綱の制定について、説明をお願いします。

山下教育部長 28ページになります。

議案第2号です。小林市部活動の在り方検討会議設置要綱の制定ということで、小林市においては、国、県、補助を活用いたしまして、部活動指導員を3名配置しております。この補助金交付要綱の第4条の中に、地域で部活動にかわり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための計画の策定に向けた検討会議を設置しなければならぬ

いとうたわれておりますので、今年度中にこの検討会議を設置する必要がありますので、今回要綱の設定をするものです。

29ページから設置要綱の案を載せております。

(設置)第1条、小林市立中学校における部活動がより一層有意義な活動となるため、外部人材の活用方法や地域が主体となる活動の段階的な移行など短期的長期的な取組について検討する小林市部活動の在り方検討会議を設置する。

第2条は所掌事務になります。教職員の部活動の負担軽減に関すること、学校外の活動主体や運営方法の在り方に関すること、部活動指導員等や外部人材の配置が進む学校の実態に調査することなどを上げております。

第3条は組織になります。検討会議は、委員12人以内をもって組織するというふうに上げております。

31ページ別表に書いてありますような方を委員に選任いたしまして、会議を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明については以上になります。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等はありませんでしょうか。

槇委員 送迎についての決まり事とか、事故とか安全確認、そういうのも盛り込まれるわけですか。

中屋敷教育長 話し合われるかということですね。

槇委員 はい。

山下教育部長 もちろん、活動のあり方としては盛り込まれていくと思うんですけども、その部活動指導員については別のもので、もうその辺はきちんと盛り込まれておりますので、この検討会議については、その部活動の指導員のあり方であったり、地域の人材の活用であったりとかというようなところが協議の中に入ってくるのではないかと考えております。

淵上委員 部活動を、今、いろいろ変わってきている中で、子供が学校でちょっと悪いことをしたというときの部活動停止だったりというのは、何か決まりがあるんですかね。結構保護者の中でいろいろ意見が出るんです。

実例を挙げると、買い食いが見つかった。草むしりのボランティアをしま



すと。プラス、部活動は停止だったり、場合によってはその部の試合自体がなくなったりというケースもあつたりします。部活に入っていない子もいる。その子は、だから草むしりだけで終わる。現状、そういうような決まり事はあるのか、学校の先生だけで、各学校で違うのかですね

藤井教育指導監 基本的に、部活停止とかボランティアをさせるのは、学校ごとに決めると思っています。どこかで規定があるとかではありません。

買い食いしたから大会へ出られないとかはなく、3日間停止、1週間停止、その間ボランティアしなさいとか、あくまでも学校ごとの決まり事なので、教育委員会や県が決めてるといふのはないです。

中屋敷教育長 ですから、教育委員会で決めていふのも全くないわけですね。それは、年度初めにその部活動の方針等を、校長が集めて指導者に説明しております。そのときに、おかしいというところは言ってもらって変えてもらわないと変わっていかないと思っています。

年間を通して、やっぱり部活動のそういうトラブルというのはかなりあちこちでありますので、その大きさの問題はあるとは思いますが。ですから、解決するにはやっぱりそういう話し合いの場を持って、最終目標は、健全育成だと思つたんですね。健全育成というゴールは一緒なわけですので、その方法をどうするかという問題で、一回話し合う場を設けるといふのが大事ななとは思っています。様々な問題は、学校全体でもありませんけれども、部ごとでもありますのでね。小学校のスポーツ少年団の中でもあるわけで。ですから、この会議で検討していくといふのは、やはり大事なことだと思つています。

確認ですけれども、12名以内をもって組織するといふことで、別表で12がこう書いてあるんですけれども、例えば、小・中学校の児童生徒の保護者の代表といふのは1名にカウントすると、1対12なんですけれども、やっぱり小中学校の保護者が入ってこないといけないとなると13になってしまうと思つたので、このあたりはもうちょっと詰めておいたほうがいいのかなという感じはしますけれども。関係者がみんな出そろわないと、なかなか徹底しないといふところがありますので、そこはもう一度検討が必要かなという感じはしました。

山下教育部長 はい。

中屋敷教育長 ほかに何かないでしょうか。

椎屋委員 この委員さん方に対しては、各種委員ということで、報酬とか費用弁償とかは考えているんですかね。

山下教育部長 予算的には組んでおります。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第2号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。

続いて、議案第3号ハラスメントの防止等に関する規程の制定について、説明をお願いします。

藤井教育指導監 32ページ、ご覧ください。

議案第3号ハラスメントの防止等に関する規程の制定についてでございます。

この規程につきましては、これまでセクシャルハラスメントの防止に関する要綱とパワーハラスメントの防止に関する要綱というのが既にあったんですが、県のほうも昨年の4月にこれを一本化しました。その理由としましては、男女雇用機会均等法の改正によって、妊娠・出産・育児または介護などのハラスメント防止の設置義務が定められたということなど、改正がいろいろありましたので、本市においても、これまであったものを一本化したということになります。

主な改正については、今、ご説明しましたように、これまでセクシャルハラスメントとパワーハラスメントの防止というのはありましたので、それを県と同じように一本化したということ。それから、中身に、妊娠・出産・育児、こういうマタニティーハラスメント、マタハラとかいうんですが、そういったものや、セクハラになる言動として、これまでなかったんですが、性的指向とか性自認、LGBTとかそういったものの偏見に基づくような言動もセクハラの一つだということで加えたということが主な改正点です。

あとのところは、もうほぼ変わってないんですが、そういった新しい社会の情勢で、新しいハラスメント等が出てきてますので、県に倣って一本化したというのが今回の規程の設定ということになります。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありますでしょうか。

大部 薫委員 相談員の方もいらっしゃったと思うんですけども、今までそういう相談事があったのか、わかれば教えてください。

藤井教育指導監 以前、楨委員にも相談員をしていただいているんですが、直接、相談というのはありません。

窓口は、人権擁護委員の方と指導主事を並記して出しているんですが、そういうところに直接相談があった事例は、まだありません。

中屋敷教育長 校内にもいるんですよね。

藤井教育指導監 校内も定めるということになっているので、教頭プラスもう一人誰か。相談しやすいように、男性、女性という感じで1人ずつ設置することになります。

中屋敷教育長 現在、東方中学校でその事案があって、現在調査中です。それは、事実関係が出て、しっかりした事実がわかった時点で、ここで報告をさせてもらいたいと思います。

大部 薫委員 例えば、管理職である先生からのパワハラとかそういうのがあった場合には、どうなるんでしょうか。

中屋敷教育長 それも同じように、さっき言った校内に窓口がありますので、そこで意思表示をしないと発覚しないわけなんです。だから、誰かが口を開いてそのことを訴えないことには顕在化しないので、それは勇気が要ることですけれども。そうなったときには、必ず調査が入りますので、指導が入るといふ部分にはなります。

大部 薫委員 それは、その校内のその中で、相談員を先生の中から選ぶといったときは、校長先生、教頭先生、管理職員がと規約ではなっているんです。

藤井教育指導監 教頭が多いですね。あと、メールとかでも、直接学校教育課に出すとかいうのもあり得ますので、今おっしゃられたように、管理職にも言いにくいというときには、メールで直接送るのもいいですよというようなことは言ってますけれども。

大部 薫委員 それは、管理職の方からパワハラがあったときには、管理職の校長先生、教頭先生が選んだ相談員の先生に相談しにくい場合に、直接、教育委員会のほうに、相談するということがいいですか。

藤井 教育指導監 そうですね。

中屋敷 教育長 友達に相談して、その友達が言ってくれるケースもあります。だから、要するにそういう事実関係というか、そういう案件があるということがわかれば、何とか調査もできます。それは、年度初めに校長会も通しながらそういう話はしていきますので、言いにくいことですがけれども、誰かに言わないとどうにもならない問題でもあります。

また逆に、ハラスメントということで、またそれがハラスメントになるという、そういうことで何もできないというものも最近出てきて、難しい問題です。

ほか、よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第3号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、決定いたしました。

続きまして、議案第4号 小林市文化・スポーツ全国大会等出場費補助金の一部改正について、説明をお願いします。

山下 教育部長 今回の議案第4号から補助金の一部改正についての改正をお願いしているんですけども、これにつきましては、令和2年度の当初予算を編成をする中で、補助金については、市の厳しい財政状況を踏まえて、市単独補助金については、目的、効果等について、可能な限り客観的な分析を加えて、既存補助金の廃止を含め、徹底した整理、合理化を行って、原則5%の縮減を図りなさいという指示がありましたので、うちのほうでやっております補助金についても、各担当、課長、部長を含めて協議をした部分になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

まず、議案第4号につきましては、小林市文化・スポーツ全国大会等出場補助金の一部改正ということで、これは、学校教育、社会教育、スポーツ振興課、3課とも関連のするところになります。

先ほどの監査の財政監査で指摘があったことに伴う改正も含んでおります。  
54ページをご覧ください。

次のように改正するというふうに文言で書いておりますが、まず内容を言いますと、1つは、これまで出場は原則として大会前に交付をすることに定められていたんですけれども、実情は、大会後に申請があったり、大会後に支払っているというのもありましたので、監査からこの要綱については修正をするべきだということで、今回修正をするものです。

それと、一般の部も小・中学生の部も、全国大会に行ったときには宿泊費を払ってたんですけれども、今回いろいろ検討した結果、一般の部に関しての宿泊費は対象外ということで検討をしたところであります。

それから、今まで補助対象経費として弁当代は認めていたんですけれども、この対象経費の中にきちんとうたうべきだということで、弁当代1人につき500円を限度とするという文言を入れさせていただくというものになります。

内容については、改正内容については以上ようになります。よろしくお願ひします。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、ご意見とかないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第4号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

決定されました。

続きまして、議案第5号小林市における宮崎県吹奏楽コンクール出場費補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 59ページです。

同じく補助金の交付内容について検討をしたものでございます。

60ページをご覧ください。

現行が、この一部改正の内容について簡単に言いますと、現行では、9万6,000円を限度、補助の限度額としてコンクール参加費、交通費、楽器輸送費の対象経費を定めております。

県内の9市の補助の状況をちょっと調べまして、補助経費等について改めたいと思っております。また、補助金が概算払いで交付すると定められているんですけども、実情は大会後に支払っているということがありまして、監査でも指摘を受けましたので、概算払いでの交付をする団体以外は確定払いで交付する、大会が終わってから交付するというものに変更をしたいと思いますと思っております。

本来、楽器輸送費につきましては、各学校の輸送費を計算して、平均をとって、各学校2万5,000円を限度額として、輸送費用をしたいと思いますと思っております。

それから、参加料については、吹奏楽部の場合は参加料は1,000円必ず必要のようでありましたので、参加料については、1,000円の各団員数、人数の経費、それからその他の経費といたしまして、中体連等と同じく1人1,000円の人数分ということで、今回の対象経費としたいと、改正をしたいと思いますと思っております。

中屋敷教育長 はい、ありがとうございました。

ご質問等ありませんでしょうか。

椎屋委員 今までの実績から見て、今度改正された分について、9万6,000円以内なのか超えるのか、それはどんなですか。試算で結構です。

山下教育部長 今の規定で、平成30年度分ので計算は少ししてみました。

小林中学校は、この改定でいくと、10万3,000円ぐらいで、少し人数が多いので上がるかもしれません。それから細野中学校に関しては、8万円ぐらいになるのではないかと思います。西小林中学校については、4万円ぐらいにちょっと減るかなと思っています。三松中学校が、5万3,000円。それから野尻中学校が、6万3,000円ぐらいになると思われます。

これについては、交通費がバスを貸し切っていくところはそれなりの金額がかかっていると思っており、その部分で変わってくると思っております。

中屋敷教育長 人数によるということですね。

山下教育部長 そうですね。

淵上委員 小林中は増えるということですね。今の9万6000円からの減額という

のは変わらないんですか。

山下教育部長 そうですね。参加料が、39人として3万9,000円。その他の経費も人数で3万9,000円ですので、トータルで10万円ぐらいになるという計算はしております。

大部菌委員 市の予算がないのもわかるんですけども、今聞くと、結構学校によっては今までの予算よりも何万円もこの補助金が減るというので、今までもいろんな吹奏楽部にかかわらず、ほかの大会でも補助金を上げてください、上げてくださいというのをよく聞いてたんですけども、今のこの改正になると、また保護者の負担は増えるというのが心配だなと思います。

山下教育部長 ヒアリング等でも、市長、財政にも、9市の状況はどうなんだということで必ず聞かれます。この吹奏楽部補助金についても、9市の状況を調べてみました。日向市に当たっては、吹奏楽部についての補助は全くありません。それから日南市については、1人当たり1,000円で、楽器輸送費等の補助もないような状況でした。えびの市については、参加費と移動する費用の補助をしている。えびの市の中学校にあるみたいなんですけれども、令和元年度の実績からすると、5万4,000円ぐらいの補助をしている。あと、高原町については、バス代のみの補助だけをしております。それから都城については、楽器運搬の補助2万円、もしくは少ない額の負担補助ということ。これまで小林市は、大きな補助をしていたのかなということでありましたので、この状況は財政と市長部局も聞かれたところであります。

中屋敷教育長 確かにスポーツ関係も文化的なものも要望は議会のほうで出ますし、それは上げたいというのは、もう気持ちは十分あるんですけども、そうできない実情もあるということと、9市のバランスを見たときに、どのような状況になっているかということでご理解いただくしかないのかなと思います。

淵上委員 予算を下げようという話をしているところで、人数割で、一部は下がるけれども、一部は増えるパターンがあるんですよ。予算が厳しいから全体的に下げますとあって、逆にふえる学校が1つでもあると、そこはどうかと思うのですが、今までどおりだったらいけれども、そこから増える学

校が1校でもというのは何か余り個人的にはどうかと思うんですけども。せつかくほかのところは下がっているのに、小林中は上がりましたよっていうと、どうなのかなというところはあるんですけども。

川俣調製職員 今、淵上委員が言われた限度額というのは、今までが9万6,000円一律、どこの学校にも9万6,000円という限度額を設けてたんですけども、その人数、小林中学校がすごい40人ぐらいいる部活動と、西小林中みたいに10人ちょっといるという部活動も同じ金額だということで、一律9万6,000円を限度にしていたんですけども、その考え方を見直しましょうということで、今度は限度額9万6,000円というのをなくしたんです。輸送費について、その2万5,000円を限度で、実費に、限度額でその実費分までは出しますよという考え方を改めたので、9万6,000円の限度額というのは、もう新たな要綱ではなくなります。考え方として、その学校にその差が出るというのは、人数でどうしてもその差が出てきてしまいます。ただ、限度額の2万5,000円というのだけは守って、そこまでしか出せませんとしており、小林中は40人いる多い学校が、楽器がかなり多くても、4万円かかったとしても2万5,000円までしか出ない。ただ、人数分の参加費とかについては、そこは負担してあげないといけないということで、どうしてもその分に39人いる部活は3万9,000円、1,000円掛ける39人で3万9,000円になってしまうといったところで、どうしても小林中だけが、今までの限度額よりは超えてしまうというような考え方にさせてもらったところです。考え方を、全てを一回改めたというような状況であります。だから、もう次年度からの分については、9万6,000円という限度額の考え方はもうなくなるというような考え方です。

淵上委員 これからほかの吹奏楽部が増えたら、また全部増えるという可能性もあるということですね。

中屋敷教育長 だから、増えるところと減るところがあるのでということだと思っ  
ね。そのとおりです。

だから、どんどん部員を増やせばいいですね。

淵上委員 そういうことなんでしょうけれども。予算が厳しいとかという話とが違っ



てくる、どうかなというところがあります。

槇委員 今までが少ない学校は、特別もらってたという感じですよ。

大部菌委員 だから、楽器は、調整するのに金額がかかったりとか、私たち素人じゃわからないような金額が、結構楽器はかかるんですよ。

中屋敷教育長 そうですね。九州大会、全国大会行ったら大変なんですよ。物販とかいろいろしてましたですよ。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、質問、ご意見等はないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第5号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号小林市要保護児童生徒就学援助費及び準要保護児童生徒等就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に関する要綱の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 63ページ、議案第6号になります。

これにつきましては、金額の、補助金の金額が変わるというものではございませんで、これまでの就学援助費、特別支援就学援助費については、対象児童生徒の在籍する学校の学校長の口座に一括して振込してまして、学校の事務職員が保護者に支給をするという形をしておりました。学校就学事務における学校事務職員の負担軽減をするために、支給方法を保護者口座へ直接振り込めるように改めたいと思っております。この手続をするために、この要綱等を少し、一部改正しないと手続ができない部分がありますので、その改正になるものでございます。

それから、修学旅行の実施前の支給も行いたいと思っておりますので、その辺の改正を行うことがありますので、要綱、それから様式等の変更をさせていただくものであります。

金額等のその要綱等の変更ではございません。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。

働き方改革では、いい方向だと思います。学校教育課が大変になります。

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第6号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(は

い)

ありがとうございました。決定いたしました。

続きまして、議案第7号小林市における宮崎県中学校体育大会出場費補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 77ページ、議案第7号でございます。

宮崎県中学校体育大会出場補助金ですが、これは先ほどと同じく補助金の額の改正であります。

78ページをご覧ください。

この改正の内容につきましては、現行では、宮崎県中学校体育大会に1日参加するごとに1人1,000円の補助を交付しておりました。2日行った場合は、1人2,000円となっておりますけれども、これも9市の補助金の状況を踏まえて、補助金額を1大会参加につき1人1,000円とするというふうに改めたいと思っております。

9市の状況を申し上げますと、延岡市と日向市の場合は、中体連というところに補助を出しておりまして、そこから各学校に配布されますので、各年度で補助額によって一人一人の額が違ってくるのではないかと考えております。それから日南市も、大会1人当たり1,000円。1つの部につき20名までという制限もとっております。串間市は1日当たり2,000円。それから、高原町はバス代のみ補助です。それから都城市も1人当たり1,500円ということで、どこも1大会当たり1,000円とかバスだけの補助とかという状況でありましたので、小林市の場合も1大会当たり1,000円というふうにさせていただきたいと思っております。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何かご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第7号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。決定いたしました。

続きまして、議案第8号使用料条例の一部改正について（森永記念館分）改正の説明、お願いしたいと思います。

松田社会教育課長 それでは、80ページからになります。

議案第8号使用料条例の一部改正についてでございます。

こちらが、81ページのほうにも書いてありますが、森永記念館の施設の区分、利用施設区分として、今現在、談話室が規定されております。

写真つきの資料をちょっとお渡ししておりますが、この写真を見ていただきたいと思います。

森永記念館の2階上がって右手側に、現在、倉庫として利用しているところが、談話室として使用料条例の中に規定されているところでございます。これは、施設の老朽化及び駐車場スペース等の問題もございまして、倉庫としての利用に限っているところでございます。ここをまた談話室として利用することは、現状のままではないだろうというところもありまして、使用料条例の別表の中から、この談話室と規定されている部分を削除するものでございます。

また後ほどにはなりますけれども、これにあわせまして、要綱等の改正の、規則の改正のほうも実施していきたいというふうに思っているところです。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何かご質問等あったらお願いします。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第8号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。決定いたしました。

続きまして、議案第9号森永貞一郎記念館管理規則の一部改正について、お願いします。

松田社会教育課長 それでは、83ページからになります。

議案第9号森永貞一郎記念館管理規則の一部改正についてでございます。

こちらは、先ほどの第8号の議案のとおり、談話室というのを削除するというのもございまして、85ページからになるんですが、表の2段目に利用施設というふうにあります。今回ここに載っている85ページから88ページまで、研修室と喫茶室とありますが、この間に談話室というのがありましたものですから、そこの部分を削除して、許可証等の様式の変更をするということでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいですね。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第9号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。原案どおり決定いたしました。

続いて、議案第10号小林市立図書館協議会規則の一部改正について、説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、議案第10号です。

89ページからになります。90ページ、91ページをご覧いただきたい  
と思います。

こちらが、現在図書館協議会の規則になるんですけれども、こちら、91  
ページ目のほうにあります第5条。こちらの第2項に、定例会は年3回招  
集するというふうに規定されております。また、第6条の中で、委員の3  
分の2以上の出席をもって開会すると規定されております。こちらを、年  
3回を年1回、第6条中3分の2というのを過半数に改めるものでござい  
ます。

現在、図書館協議会の委員には、校長会の中から、そして学校からの司書  
等を持ってらっしゃる教諭等が入っているところもございます。現在年3  
回ということで、初期と中期、そして後期という形で開催しているんです  
けれども、やはり、年度末等になると、やはり学校行事等も非常に忙しく  
なってきました、先生たちの出席等が非常に難しい状況も出てきたところ  
でございます。

こちらの91ページにありますとおり、県内の状況を調べてみますと、や  
はり回数までは定めていない状況があります。また、臨時会というのもご  
ざいますので、必要が応じれば臨時に会を開くことができますので、そち  
らも踏まえまして、定例会としては年1回という形で規定させていただき  
たいというふうに思っており、今回提案するものでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。

大部 薫委員　　今までその参加していたのを1回にするということで、不都合なことが起きるとかそういうのは、1回で大丈夫なんですね。

松田 社会教育課長　先ほど言いましたとおり、図書館協議会の中で臨時でしなきゃいけないという場合なんかで、臨時で会を設定することができますので、これは2回とか、本当問題等がある場合には、それを3回にしたりとかということで、臨時会でまた対応ができるというところもあって、実際の通常の定例会としては、1回という形にさせていただきたいと思っております。さまざまな計画等ももちろんありますので、そういったところも実施する場合には、この臨時会という形で、また招集をかけていきたいと思っております。

中屋 敷教育長　　よろしいですか。(はい)

それでは、ないようすでお諮りしたいと思います。

議案第10号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。決定いたしました。

続きまして、議案第11号小林市社会教育指導員に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

松田 社会教育課長　それでは、議案第11号小林市社会教育指導員に関する規則の一部改正についてでございます。

92ページ、そして93ページになるものなんですけれども、今、社会教育指導員のほうが、小林地区に4名、須木地区に2名、野尻地区に2名の計8名います。今、非常勤特別職として規定されておりますけれども、今度の会計年度任用職員のほうに変わるということにおきまして、規則等の中身を、文言等を変えていくものでございます。

こちらの93ページにありますとおり、第3条の見出し、これ任用に改めまして、こちら、先ほどの資料の2枚目のところにももとの原文のところがあります。そちらとあわせて見ていただくとありがたいんですが、第3条の上のとおり任命とあるのを任用に変えます。そして、こちらが会計年度職員になるということで、委嘱するというのが任用、そして第2項に指導員を非常勤とするのを、会計年度任用職員というふうになるものでございます。そして、第6条のところの任期が1年となるところが、その任

用日から属する会計年度の末日までというふうになるところ。そして同項のただし書きがあります。これは、ただし、補欠の指導員の任期はというふうにあるんですけども、この部分を削除。そして、同条の第2項、こちらのほうに解嘱とありますけれども、ここのところが解任というふうになるところでございます。そして、第8条のところなんですけれども、ここが報酬及び費用弁償となっておりますが、ここが新たに93ページのほうにありますとおり、報酬等ということで次の文言にかわりまして、第9条の第3項、指導員はその職の信用を傷つけというような部分がありますけれども、ここの部分を削除するというところでございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。

椎屋委員 この改正によって、報酬はどうなるんです、全体的に高くなるんですか。

松田社会教育課長 その報酬については、現行より高くなります。

大部菌委員 勤務日数は。

松田社会教育課長 こちらは、勤務日数は、今までどおり13日というふうになります。

今までは、13日が出てたんですけども、日給として出てたんですが、今回はボーナスや通勤手当も出るようになりますので、ちょっと上がってくるというふうになっております。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

それでは、ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第11号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。決定いたしました。

続きまして、議案第12号小林市文化会館設置条例施行規則の一部改正について、説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、94ページからになります。

議案第12号小林市文化会館設置条例施行規則の一部改正について、提案させていただきます。

こちらが、現在のところでは使用料の減免、95ページの使用料減免のところ、第18条第1項中に、本市所在の小・中学校というふうになっております。これを、本市所在の小・中・高等学校（専門学校等を含む）に改めるものでございます。

こちらが、以前、令和元年の9月に小林市文化会館の使用料の減免ということで、小林西高からも使用料の減免をお願いしたいというふうなところがあったんですけども、現状の規定の中では、小・中学校というところで、高校とか専門学校等には規定されていない部分がありました。こちらのほうも、検討した結果、やはり県内の状況等もちょっと調べたところでございます。

県内の状況では、まず、西都市、そうですね、西都市であったり串間市、えびの市。串間市とえびの市に関しましては、全額免除となっております。そして、ほかの宮崎市とか延岡市、都城市とか西都市、そちらについては、規定のところを小・中学校というような規定ではなくて、学校教育法に基づくというふうになっておりまして、これは、大学であったりとか高等専門学校等のところも入るようになっております。そういったところも勘案いたしまして、やはり、小林市にあります高校、そして専門学校等もできておりますので、そちらのほうに対しても、文化等の推進をしていくというところも踏まえて減免ができないかというところで、今回提案するものがございます。

今までの実績でいきますと、全体的に医療専門学校を初め、西高、小林高校、秀峰高校等の吹奏楽などが、やはり大会前にホール等を使っていたりする部分がございます、90万円ほど使用料の収入があったところがございます。

今回、減免をするという形で提案をさせていただきたいというところがございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですけれども、ご質問等ありませんでしょうか。

椎屋委員 今まで気づかなかったんですが、小・中学校、特に中学生は音楽の大会等でよく使いますが、そのときは当然70%の減免で、残り30%を支払うというふうになると思うんですが、その30%というのは、子供たちに負担求めてたんですか。残り30%を払うのは学校で、予算としては組んいたんでしょうか。

松田社会教育課長 ここは、ほぼ部活で借りているのが現状です。部活のほうで支払いをされてるところですね。

椎屋委員 クラス対抗をしますわ、クラスごとに歌を発表したりする。上手な歌を歌うために練習をしたりするんだけど、学校が負担するんですかね。

山下教育部長 あれは、教育委員会が主催の分は、全部補助金です。

椎屋委員 はい、わかりました。

中屋敷教育長 あとはよろしいですか。(はい)

高校までに広がったということですね。

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第12号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございました。決定いたしました。

続いて、議案第13号小林市地域学校協働実施要綱の一部改正について、説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、102ページからになります。

議案第13号小林市地域学校協働実施要綱の一部改正についてでございます。

こちらが、103ページ、そして先ほどの写真がついている一番最後のページにも、赤字で変更部分等が書いてあるところでございますが、こちらが、平成29年3月に社会教育法のほうも改正されまして、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定の整備が行われたところでございます。

地域学校協働活動を推進していくために、地域学校協働活動推進員の配置が不可欠となりまして、法律に位置づけられた存在として活動にかかわってもらったものがございます。

現行では、社会教育法の第9条の7に記載されている地域学校協働活動推進員の明記が現在ないために、また、KSSVCの事務局で活動していたっている現行のアドバイザーが、推進の行うべき業務として実施、現在でも実施しているため、業務内容等についても追加を行いまして、より充実した地域学校協働活動事業となるように改正を行うものがございます。

また、こちらの要綱は、法改正に伴いまして、その部分を追記したというところでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございました。



ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

ないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第13号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございました。決定いたしました。

続いて、議案第14号小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正について、説明をお願いします。

税所スポーツ推進課長 別紙の分になります。

議案第14号の小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正でございます。新体育館のほうでの使用料の徴収状態の示したものでございますけれども、今回変更になりますのが、表の一番下。トランポリン(ユーロ)というのがございます。これと、次のページの右側の一番上のトランポリン(ミドル)、これを追加させていただいております。

現在、使用状況といたしましては、トランポリンの該当する団体が2団体ございますけれども、そこが毎日平日体育館のステージ側、あちらのほうで活動をしておりまして、このトランポリン(ユーロ)の1つ上のところ、この1時間110円ですね、これでもって、ずっと使用料のほうを納めていただいておりますが、今回から、もうトランポリンの使用に関して1回当たり550円と、ミドルの小さいほうであれば、110円納めていただくというような改正をさせていただくものでございます。

この改正につきましては、各トランポリン協会等の団体等と協議調整をずっと図ってまいりました。一番初めの取りかかりが、トランポリンを使用させていただいているので、その団体からいろいろとその修繕等が発生するので、そういったところを、お金を出させてくださいというようなレアなケースで、協力したいということで、そういったところで使用料を徴収するというところに、今回至ったところでございます。

それで、その改正ということで、今回お願いしたいと思っております。

中屋敷教育長 どこが傷むんですか。

税所スポーツ振興課長 特に、トランポリンの中央の部分のマットがありますけれども、

それを四方からばねで引っ張っております。だから、飛ばば飛ぶほど、そのばねが切れたりとか、あと、その中央のマットが痛んでしまったりとか、かなり激しい運動ですので、修繕がかかってくる状況になります。

中屋敷教育長 今、使用して何年ですか。

税所スポーツ振興課長 26年度に購入しておりますので、4年、5年ぐらいですね。

全部を修繕するんじゃなく、ばねを一回一回取りかえるんです。何十本もありますから、1本切れたらそこに1本、備品として備えつけてするんですけれども。

椎屋委員 ユーロとミドルの、全然知らないものですから、そこを説明下さい。

税所スポーツ振興課長 ユーロに関しましては、国際大会規定等でも使用できるような、大き目のトランポリンがあるんですが、ミドルにつきましては、小学生とか、そういった小さい子供ができるような、小さ目のトランポリンがありますので、その違いになります。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第14号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。決定いたしました。

最後になります。議案第15号小林市財務規則の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 議案第15号です。

小林市財務規則の一部改正ということで、先ほど議案第6号の中で、準要保護と特別支援教育の奨励費につきましては、学校ではなくて保護者に振り込むようにしたいということで改正をお願いしたところ です。

修学旅行については、修学旅行が実施される前に支払いをしたいということに伴いまして、小林市の財務規則というのがあるんですけれども、この部分を改正しないとそれができない状況ですので、財務規則の中の第56条に次の1号を加えるというのは、第56条というのは、資金前渡支払い、前に支払うことができるのはこういう項目ですよというのがあるんですけれども、今、34あるんですけれども、この中に、35の中にこの部分を入れていただくという財務規則の追加のものになります。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。(はい)  
それではお諮りしたいと思います。  
議案第25号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)  
ありがとうございました。決定いたします。  
次回の開催予定について、お願いします。

川俣調製職員 来月が2月19日水曜日に、3時半から、2階の第2会議室で行いたいと思います。  
それと、3月13日の金曜日、臨時会もさせていただきたいと思っておりますので、大変申し訳ございませんが、3月13日金曜日。また来月の定例会のときに、場所等もお示ししたいと思います。スケジュールのほうの予定だけ、またよろしくお願ひしたいと思います。

中屋敷教育長 ありがとうございました。  
それでは、以上をもちまして定例会を終わりたいと思います。  
お疲れさまでした。

閉会 17:00

教育長

---

教育長職務代理者

---

委員

---

委員

---

委員

---

調製職員

---